

「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」についてのご意見・ご提案

住所	〒656-0026 洲本市栄町1丁目1番12号		
氏名	洲本市医師会	電話番号	0799-22-3515
●ご意見・ご提案の内容 洲本市医師会は、洲本市民のみなさんが安心して健康に暮らすことを目的にさまざまな活動・提言を行っています。タバコの健康被害を防ぐために、健康大学公開講座や市民講座、禁煙支援などにも力を入れているところですが、今回の「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」について意見を申し上げます。 骨子案全体について ・この骨子案では、兵庫県医師会代表も参加して昨年から今年にかけて計9回開催された「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」報告書の内容がまったく無視され、一部の業界代表の委員だけが主張していた分煙を認め罰則もない内容に後退しており、これでは受動喫煙から県民を守れません。検討委員会報告書の内容に戻して下さい。 ・検討委員会で示されたように、兵庫県民は、食堂・レストランについても、旅館・ホテルについても、過半数が全面禁煙を望んでいます。また、「分煙」は費用ばかりかかって受動喫煙防止にはまったく効果がなく、そのために検討委員会では「分煙」を認めないという結論にいたりました。 ・さらに、まったく効果がないと検討委員会でも示され、WHOも明言している「分煙」に公金を支出することは、明らかな公金の無駄使いであって、これは看過できません。 ・飲食店を禁煙にすると、家族連れなどの来店が増えて、利益が増え、受動喫煙防止法施行後も雇用は減らなかったということは検討委員会でも示されており、その資料や事実を県民に知らせて下さい。 公共性の高い施設について ・官公庁、医療機関、教育機関については、条例施行と同時に罰則を適用して下さい。 ・検討委員会報告書の通り、公共性の高い施設に民間商業施設を包括して、分煙を認めないで下さい。 ・建物内禁煙の場合、兵庫県受動喫煙防止対策指針にある出入り口20m内の禁煙措置についても罰則の適用をお願いします。 ・タバコ小売店でのタバコ試飲について、受動喫煙防止のため、罰則をもって禁止して下さい。 旅館・ホテル・飲食店について ・ロビー、宴会場、廊下など共有の場は、全面禁煙として、条例施行当初より罰則を適用下さい。 ・時間分煙は、人事院「職場における喫煙対策に関する指針（勤務条件局長通知）」においても効果がないとされており、認めないで下さい。 ・国民全体の喫煙率は20%しかなく、禁煙ルームは全体の9割以上を最初の義務とするのが相当です。 ・飲食店や喫茶店については、面積割合では受動喫煙被害が防止できないので、当初から全面禁煙として、罰則適用の時期についての猶予をするべきです。 ・火災防止と類焼防止・犠牲者の軽減の観点から、低層階はフロアごと全面禁煙とすべきです。 ・小規模スナック・バー等についても、妊婦や非喫煙者も利用し、従業員の受動喫煙もあり、例外として扱うべきではないと思います。			

喫煙席・喫煙室への立ち入り制限について

- ・喫煙席・喫煙室などは、大きく目立つ表示を義務付け、罰則を適用して下さい。また、学校・医療機関・官公庁で、その喫煙表示のある場所には、未成年者・妊産婦・非喫煙者は立ち入ったり、近づかないように、啓発する義務を規定して下さい。集団のなかに1人でも未成年者・妊産婦・非喫煙者がいる場合は、喫煙表示のある場所や受動喫煙の危険性のある場所に立ち入ったり近づかないように啓発して下さい。
- ・「喫煙スペースへの未成年者立入禁止及びその旨の表示義務」に「妊婦・非喫煙者・従業員」を入れて下さい。
- ・表示と立ち入り制限については、抜き打ち検査と罰則化により、実行性を担保して下さい。

全面禁煙店への報奨について

- ・条例施行と同時に全面禁煙としたホテル・宿泊施設・飲食店については、兵庫県から県民に知らせる、空気がおいしい安全安心な店としてステッカーを交付する、ポイントラリーや割引券の配布などのインセンティブを与えて下さい。
- ・喫煙する従業員への禁煙支援の補助を考慮して下さい。

「骨子案」が「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」の委員に事前の説明もなく、タバコ関係業界のいいなりに全面的に変更されたことについて

・「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」は、専門家や飲食店業界等の代表も含めた15名の委員が参加して民主的に実施され、知事に報告書が提出されたところですが、その後、委員にはなんらの説明もなく、9月24日に「分煙を可とする」という知事の方針転換が報道され、同日の県議会でも「大規模な民間施設でも分煙可の方針」が知事より答弁され、翌月には、「分煙施設に対する県費による返還不要な助成金まで支出される」と報道されました。その後、これに不信感をもった委員達が意見を送ったそうですが、これらは骨子案にまったく反映されずに、逆に、一部業界代表委員が主張してきた内容だけがそのまま今回の骨子案となっています。この不信極まりない経緯を明らかにして下さい。

知事が当初述べられていた、神奈川条例を超えた日本一の受動喫煙対策条例、の名にふさわしい条例になることを期待しております。

以上

※ 1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

(送付先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康増進課 健康政策係

FAX: 078-362-3913

E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp